

農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業に関する業務委託
審査要領

1 目的

研修会等の業務の委託先を選定するにあたって、必要な事項を定める。

2 審査員

- ・宮崎県担い手農地対策課長
 - ・宮崎県担い手農地対策課課長補佐（総括）
 - ・宮崎県担い手農地対策課課長補佐（担い手対策担当）
 - ・宮崎県担い手農地対策課リーダー（農業参入・法人支援担当）
 - ・宮崎県障がい福祉課課長補佐
- ※必要に応じて代理を認める。

3 審査の基準

別紙審査基準表のとおり

4 審査方法

企画提案会において、各審査員がそれぞれの企画提案について、別紙（審査基準表）により審査を行い、全ての審査員が60点以上を付した提案について、最多得点となった者から優先的に採択する。

同得点が複数者ある場合については、審査員全員で協議の上、採否を決定する。

なお、参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

5 審査通知

選定の結果については、申込者に対して速やかに文書で通知する。

なお、採択した事業計画について、審査において変更を要すると判断した部分があった場合は、県と採択者間で協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更するものとする。